

事務事業評価シート

(平成 23 年度実施事業)

| | | | | | |
|-------|--|------|------------|-------|---------|
| 事務事業名 | 地域地区見直し事務 | | | 事業コード | 1688 |
| 所属コード | 091000 | 課等名 | 都市整備部都市計画課 | 係名 | 土地利用計画係 |
| 課長名 | 丹治 義治 | 担当者名 | 高橋 秀明 | 内線番号 | 7214 |
| 評価分類 | <input checked="" type="checkbox"/> 一般 <input type="checkbox"/> 公の施設 <input type="checkbox"/> 大規模公共事業 <input type="checkbox"/> 補助金 <input type="checkbox"/> 内部管理 | | | | |

1 事務事業の基本情報

(1) 概要

| | | | | |
|------------|--|-------------------|----------|---|
| 総合計画 体系 | 施策の柱 | 快適な都市機能 | コード | 7 |
| | 施策 | 適正な土地利用計画の推進 | コード | 1 |
| | 基本事業 | 土地利用に関する計画の策定・見直し | コード | 1 |
| 予算費目名 | 一般会計 8 款 4 項 5 目 都市計画調査事務 (001-01) | | | |
| 特記事項 | | | | |
| 事業期間 | <input type="checkbox"/> 単年度 <input checked="" type="checkbox"/> 単年度繰返 <input type="checkbox"/> 期間限定複数年度 | 開始年度 | 昭和 25 年度 | |
| 根拠法令等 | 都市計画法 | | | |

(2) 事務事業の概要

都市計画基礎調査等による調査結果や土地区画整理事業等による進捗などにあわせ、都市計画の地域地区の見直しをする。

(3) この事務事業を開始したきっかけ（いつ頃どんな経緯で開始されたのか）

盛岡市では、昭和 25 年に用途地域、昭和 26 年に準防火地域を決定したことにより本事務が開始された。以降、都市計画法の改正に伴い、または土地利用の変化の見られるところ、区画整理事業や道路整備等の進捗に併せ、適宜、用途地域等の地域地区の見直しをしている。

(4) 事務事業を取り巻く現在の状況はどうか。(3)からどう変化したか。

市民参加によるまちづくりを背景とした良好な地域の創出手段として、適切な用途地域の指定が望まれている。また、地域防災計画の見直しに伴い、災害に強いまちづくりのため現在の防火地域及び準防火地域指定の再検討が必要とされている。なお、最近では人口減少社会を背景にコンパクトなまちづくりへの転換が示されており、中心市街地活性化策に伴う大規模集客施設の立地制限のため、特別用途地区の指定がなされている。

2 事務事業の実施状況 (Do)

(1) 対象 (誰が, 何が対象か)

- ・用途地域
- ・特別用途地区
- ・防火地域及び準防火地域

(2) 対象指標 (対象の大きさを示す指標)

| 指標項目 | 単位 | 21年度 実績 | 22年度 実績 | 23年度 計画 | 23年度 実績 | 26年度 見込み |
|-------------------|----|------------|------------|------------|------------|-------------|
| A 用途地域指定面積 | ha | 5,269 | 5,266 | 5,266 | 5,266 | |
| B 特別用途地区指定面積 | ha | 236 | 243 | 243 | 243 | |
| C 防火地域及び準防火地域指定面積 | ha | 1,204 | 1,204 | 1,204 | 1,204 | |

(3) 23年度に実施した主な活動・手順

用途地域の変更の検討及び防火地域の見直しの検討

(4) 活動指標 (事務事業の活動量を示す指標)

| 指標項目 | 単位 | 21年度 実績 | 22年度 実績 | 23年度 計画 | 23年度 実績 | 26年度 目標値 |
|--------------------|----|------------|------------|------------|------------|-------------|
| A 説明会・公聴会の開催回数 | 回 | 3 | 6 | 3 | 0 | |
| B 用途地域及び特別用途地区変更面積 | ha | 3 | 23 | 2 | 0 | |
| C 防火地域及び準防火地域変更面積 | ha | 0 | 0 | 0 | 0 | |

(5) 意図 (対象をどのように変えるのか)

適正な機能と良好な環境を有する健全な市街地の形成のため, 市民との合意形成を図りながら, 都市計画変更の手続きにより適宜, 用途地域等の地域地区の見直しを継続していく。

(6) 成果指標（意図の達成度を示す指標）

| 指標項目 | 性格 | 単位 | 21年度実績 | 22年度実績 | 23年度計画 | 23年度実績 | 26年度目標値 |
|--------------------|--|----|--------|--------|--------|--------|---------|
| A 用途地域及び特別用途地区変更面積 | <input type="checkbox"/> 上げる <input type="checkbox"/> 下げる <input checked="" type="checkbox"/> 維持 | ha | 3 | 23 | 2 | 0 | |
| B | <input type="checkbox"/> 上げる <input type="checkbox"/> 下げる <input type="checkbox"/> 維持 | | | | | | |
| C | <input type="checkbox"/> 上げる <input type="checkbox"/> 下げる <input type="checkbox"/> 維持 | | | | | | |

(7) 事業費

| 項目 | 財源内訳 | 単位 | 21年度実績 | 22年度実績 | 23年度計画 | 23年度実績 |
|-----|------------------|----|--------|--------|--------|--------|
| 事業費 | ①国 | 千円 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | ②県 | 千円 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | ③地方債 | 千円 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | ④一般財源 | 千円 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | ⑤その他() | 千円 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | A 小計 ①～⑤ | 千円 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 人件費 | ⑥延べ業務時間数 | 時間 | 720 | 720 | 720 | 720 |
| | B 職員人件費 ⑥×4,000円 | 千円 | 2,880 | 2,880 | 2,880 | 2,880 |
| 計 | トータルコスト A+B | 千円 | 3,030 | 3,030 | 3,030 | 3,030 |
| 備考 | | | | | | |

3 事務事業の評価 (See)

(1) 必要性評価（評価区分が「内部管理」の事務事業は記入不要）

① 施策体系との整合性

結びついている

理由：健全な市街地形成を図る目的の事務で上位計画と結びついている。

② 市の関与の妥当性

妥当である

理由：法定事務である（都市計画法により、地域地区に関する都市計画は市町村が定めるものとされている）

③ 対象の妥当性

妥当である

理由：法定事務である

④ 廃止・休止の影響

影響がある

その内容：都市計画法により自治事務として規定されており，廃止・休止はない。

(2) 有効性評価（成果の向上余地）

向上余地がある

その内容：都市計画提案制度の周知により，市民発意による都市計画の提案が増え，適正な土地利用計画の推進とともに市民参加によるまちづくりが期待できる。

(3) 公平性評価（評価区分が「内部管理」の事務事業は記入不要）

公平・公正である

理由：法定事務であり，対象が特定されている。

法定事務であり，受益負担は馴染まない。

(4) 効率性評価

地域地区の見直しに伴う都市計画決定または変更の法手続きは都市計画法で定められており，効率化はできない，また，説明会等は案の周知及び市民の理解を得るために必要なものであるため削減はできない。

4 事務事業の改革案 (Plan)

(1) 改革改善の方向性

地域地区の都市計画変更は，従来，行政主導で進められてきているが，今後は市民との協働によるまちづくりに基づいて市民側から都市計画変更の提案がなされていくことが望まれる。

(2) 改革改善に向けて想定される問題点及びその克服方法

地域のまちづくりを考えるリーダーやまちづくりコーディネーターの育成が必要となることから，地域での懇談会開催を通じて市民のまちづくりに対する意識を高めていく。

5 課長意見・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

(1) 今後の方向性

- 現状維持（従来どおりで特に改革改善をしない）
- 改革改善を行う（事業の統廃合・連携を含む）
- 終了・廃止・休止

(2) 全体総括・今後の改革改善の内容

都市計画法による法定事務であり，良好な土地利用の促進を図るため，地域地区の見直しを継続して進める必要がある。

協働のまちづくりの推進の観点から，住民発議の提案等による地域地区の見直し等が行われるよう努める必要がある。